



認知症予防 わくわく教室を 開催します



日本の認知症の患者は、現在高齢者の七人に一人と推計されます。認知症の前段階とされる「軽度認知症」の方を合わせると、高齢者の四人に一人が認知症あるいはその予備軍ということとなります。

認知症は、脳の障がいによる病気で、誰もが

かかる可能性があります。生活習慣を見直すことで、発症を遅らせたり、症状を軽くすることができる場合があります。

手先を使い創造力を働かせた活動や運動、みんなでわいわい話をして交流することで、楽しく認知症予防をしませんか？

令和元年度 認知症予防わくわく教室日程

開催日 (全6回)	内容 (予定)
8月29日☎	教室の説明・医師の面接・個人活動
9月12日☎	認知症予防の話・集団活動
9月26日☎	個人活動・集団活動
10月10日☎	個人活動・集団活動
10月24日☎	個人活動・集団活動
10月29日☎	わくわく教室修了者との交流会・修了式

《個人活動》

手先を使った活動（フラワーアレンジメント・ハーバリウム）や認知症予防運動・認知症サポーター養成講座を行います。

《集団活動》

ひとつの目標に向かって参加者が協力して活動します。

《毎日の活動》

和医大脳神経外科開発の脳トレドリルを自宅で行います。

※時間：13：30～16：00まで

※場所：地域福祉センター 2階

※定員：20名程度

※参加費：1,500円

※申込先

地域包括支援センター

☎ 64-1120（健康福祉課直通）

8月20日☎までにお申し込みください。

児童扶養手当の 現況届は 忘れずに!!

手当が支給されているか停止されているかに関わらず、すべての受給者の方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。提出を忘れると8月以降分の支給を受けることができなくなりますので必ず提出してください。2年間現況届を提出しないしていると手当を受ける資格がなくなります。

提出期間…8月1日☎～8月30日☎ ※土日祝除きます。

★8月24日☎9時～17時は、湯浅町役場において受付します。

提出場所…健康福祉課 福祉係

備考…所得申告をしていないと審査ができませんので、お済みでない方は申告をお願いします。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童^{*1}が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(^{*1}) 児童とは、18歳になった年度末までの方。または20歳未満で一定の障がいがある方。

どのような人に支給されるのですか？

以下の条件に該当する児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、または児童を母（父）に代わって養育している方に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）が一定の障がいにある児童
- 父（母）の生死が明らかでない児童
- 父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父（母）がDV保護命令を受けた児童
- 父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

手当額は？（平成31年4月分より改定）

- 児童1人の場合
 - 全部支給 月額42,910円
 - 一部支給 月額42,900円～10,120円
 - 児童2人以上の加算額
 - 2人目 月額10,140円
 - 3人目以降1人につき 月額6,080円
- ※手当の額は、請求者・生計同一の扶養義務者の所得による制限があります。

支給時期は？

- 令和元年11月分手当から年6回払い（奇数月）になります。（令和元年度の支払時期は、令和元年8月、11月、令和2年1月、3月となります。）

※支給には申請が必要となり、受給資格者及び該当する児童の戸籍簿本等が必要です。
※未婚の児童扶養手当受給者の方に、臨時・特別給付金が支給されます。現況届の案内にリーフレットを同封していますので、該当する方は、現況届の提出時に申請してください。
※詳しくは、健康福祉課福祉係（☎64-1120）までお問い合わせください。